

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（抜粋）

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用に、または任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

平成二十七年内閣府令第六十一号（抜粋）

（法第 21 条の情報の公表）

第 6 条 法第 21 条の規定による情報の公表は、次の各号に掲げる情報の区分ごとに第一号イからへまで及び第二号に定める事項のうち、特定事業主が女性の職業選択に資するものとして適切と認めるものをそれぞれ一以上公表するとともに原則として第一号トに定める事項を公表することにより行うものとする。ただし、第二号イに掲げる事項の公表は、職員の平均した継続勤務年数の男女の差異の公表をもってこれに代えることができる。

- 一 その任用し、または任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績 次のいずれかの事項
 - イ～へ 省略
 - ト 職員の給与の男女差の差異
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績 次のいずれかの事項
 - イ～ホ 省略
 - ヘ 職員の年次休暇等の取得日数の状況
 - ト 省略